

参考資料

石狩市都市計画審議会条例

○石狩市都市計画審議会条例（昭和 44 年 9 月 29 日条例第 19 号）

（設置）

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき石狩市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市議会の議員、関係行政機関の職員及び市民で市長が行う公募に応じた者につき、市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第 3 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

（常務委員会）

第 6 条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の委任を受けて審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する。

3 常務委員会は、会長の指名した委員で組織する。

4 前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、建設水道部において行う。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。